

する事業所の事業主経由で、この届け出を健康保険の被保険者届と合わせて行われることになり、未届けによる未加入は防げるようになったのです。

- ・でも、まだ気づいていない第3号被保険者のために
しかし、依然としてこの届出が済んでいない方が多い現実を踏まえ、将来無年金者になることを防止するため、平成16年の改定で未加入者が届け出れば、昭和61年まで遡り第3号として年金記録を訂正するという措置がとられたのです。

●西尾の解説

今回、ねんきん特別便が来たが、見方がわからない、とおっしゃる方のご相談をいただきました。

ご相談者が見せてくださったねんきん特別便には、国民年金の未納期間があります。

その期間は結婚してご主人の被扶養配偶者であったとのこと。

そこで、その期間にご主人ががどのような年金制度に加入されていたか確認し、

国民年金の第3号に該当すれば訂正手続きをお勧めしました。

昭和61年といえば、団塊世代が40歳前ですから、この年代は、ぜひ第3号の手続きがなされているか確認してください。

でも、もし、なされていない場合、慌てなくて大丈夫
上記のように訂正は可能です。

★トピックス～労働保険の納め方～

労働保険(雇用保険と労災保険の総称です)の保険料の納め方には、一定の条件を満たしている場合、「延納」という制度があります。

3回に保険料を分割して納付できる制度です。

8月31日が2期目の納付期限でしたが、

今年は納付書の発送が遅れているということで期限が9月30日まで

延長されることになりました。

ちなみに、3期目の納付期限は事務組合に加入していらっしゃらない事業は11月30日となります。

~~~~~編集後記~~~~~

昨日、並んで、

M嶋亭の牛肉の切り落としをゲット

夏の終わりのすき焼きを楽しみました。

影が長く、そして日暮れが早くなり、

これからは、涼しく、そして

寒くなってまいります。

寂しい、という気持ちもないわけではありません。

が、湯豆腐、蟹すき、鱈ちり、よせ鍋

簡単で美味しい鍋の季節の到来を

待ち望む西尾です。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
